

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、配送員として就労していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、配送業務中、胸部に激しい痛みを感じ、C病院に救急搬送され、「急性心筋梗塞」と診断され、入院及び通院加療の結果、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第11級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第11級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、D医師に心機能低下及び狭心症のために許容し得る運動強度は6 METs以下に制限するよう指示されており、したがって請求人に残存する障害は障害等級第9級に該当する障害であると主張している。

(2) 障害補償給付の対象となる障害の程度は、厚生労働省労働基準局長が策定した「胸腹部臓器の障害に関する障害等級認定基準」（平成18年1月25日付け基発0125第2号。以下「認定基準」という。）によることとされており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものとするので、以下、認定基準に照らして検討する。

(3) 請求人の心機能について、D医師は低下している旨述べているが、E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「（心機能の指標である）EF（左室駆出率）は60.8%と良好で、（心機能不全を反映する血中）BNP（脳性利尿ペプチド）も軽度上昇にとどまっており、（中略）心機能は良好に改善されている」と述べている。

当審査会としても、E医師の意見は妥当であり、請求人のEFは正常範囲内にあり、BNPの上昇はきわめて軽度であることから、請求人の心機能の低下は軽微であると判断する。

(4) 請求人の胸部症状について、D医師は、上記診断書において、狭心症であると述べている。しかしながら、F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「平成○年○月○日施行の冠動脈造影にて有意狭窄はなく、その後起こっている胸部症状については冠動脈の所見から考えて関連性は低いと考える。」旨述べており、E医師も、上記意見書において、「本人はときおり胸部症状を訴えているが、狭心痛としては（中略）非心源性の症状と考えられる。」と述

べている。

当審査会としても、両医師の意見に加え、請求人の訴える胸部症状が狭心症症状であることを示す客観的根拠を確認できないことから、F医師及びE医師の意見は妥当であり、請求人の胸部症状は狭心症症状であるとは認められないと判断する。

(5) 以上みたように、当審査会としても、請求人の心機能は良好であり、かつ、狭心症も認められないことから、請求人の運動耐容能が、心機能の低下あるいは狭心症のために6METs以下に低下しているとは認められないと判断する。

3 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害は障害等級第11級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。